

## 第52期事業計画

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

令和5年3月9日

一般社団法人 日本私立医科大学協会

### 1. 企画委員会（継続）

本委員会は、協会活動をめぐる状況の変化に対応するため、企画立案を行い、理事会に提議する。また、協会自体の自己点検・評価を担当する。

#### (1) 医師養成制度検討委員会（継続：適宜開催）

本委員会は、卒前・卒後のシームレスな教育の確立並びに共用試験制度、Student Doctor 制度、医師国家試験制度、専門医制度等に関する諸制度を総合的に検討する。また、医師不足の原因たる地域偏在・診療科間偏在の具体的解決策、医師臨床研修制度の廃止を含めたゼロベースでの見直し等に関する協議を行っていく。

引き続き、シームレスな医師養成に向けた厚生労働省の議論の動向を注視しつつ、自由民主党「大学病院を支援する議員連盟」並びに「私立医科大学問題勉強会」、「医師養成の過程から医師偏在是正を求める議員連盟」の国会議員とも議論を重ねると共に「医療系大学間共用試験実施評価機構」、「日本専門医機構」と協働し関係各方面に提言していく。

## (2) 経営会議

(経営検討委員会から名称変更して継続)

本委員会は、国の厳しい予算のもとでの経常費補助金の確保、診療報酬のあり方に対する要望、消費税控除対象外消費税(損税)の解消、地域医療構想と大学病院の役割等について積極的に協議・検討を行い、加盟各大学並びに附属病院における収支状況の実態を把握すると共に経営指標に基づく分析を行い、経営基盤の強化を図っていく。

更に喫緊の重要課題として、物価高騰や医療DXの推進並びに新型コロナウイルス感染症の5類への移行に関する加盟各大学附属病院における経営面の影響、医師の働き方改革に伴う人件費・経費負担増等を議論し対応を検討していく。

### 1) 財政調査委員会(継続)

本委員会は加盟各大学における財政事情の実態を把握するための資料を作成し、報告を行う。令和5年度も引き続き、学生一人当りにかかる医学教育経費や消費税負担状況を取りまとめたパンフレット「医学教育経費の理解のために」を父兄、学校関係者等が理解しやすいようにグラフ、図表等を加えて、令和4年度財務数値により発行する。

## 2) 税制問題検討委員会（継続）

税制問題検討委員会は、加盟各大学及び附属病院に関連する税制上の問題全般について調査・研究を行っている。

大学病院は極めて特殊な役割（教育・研究・診療）を果たしており、その役割を十分に果たすために高額な施設・設備の充実並びに最新の医療機器の導入を行っていることにより、控除対象外消費税を負担することとなり、大学経営を圧迫している。平成元年の消費税導入以降、公費である診療報酬と教育は、税制上、非課税扱いと規定されていることが税負担の根幹にあり、大学病院が医療法上の病院の類型において「大学病院」として規定され、控除対象外消費税の解決に向けた諸課題の対応を図ることが喫緊の課題となっている。

令和元年10月に実施された消費税率10%への引上げを受け、消費税増税問題に関するワーキンググループにおいて、軽減税率の導入も視野に入れ、消費税による損税問題に関する対応策について協議・検討を進め、自由民主党「大学病院を支援する議員連盟」並びに自由民主党「私立医科大学問題勉強会」等に継続して要望・提言を行うと共に、必要に応じ、協会理事会の承認のもと日本医師会並びに日本病院団体協議会等と協働し、関係各方面にも働き掛ける。併せて大学病院が医療法上の病院の類型に

於いて「大学病院」として規定されることが必要である旨を関係各方面に対して働き掛けを行う。

### 3) 働き方改革ワーキンググループ（継続）

令和6年4月から適用される医師の時間外労働の上限規制並びに追加的健康確保措置について、具体的な制度設計に関する議論に注視しつつ、医師の健康確保並びに地域医療提供体制の確保の両立の実現、人事配置及び人件費の在り方（労働基準法との関係）の議論を行っていく。

また、本ワーキンググループは全国医学部長病院長会議・国立大学病院長会議とも協働して関係各方面へ提言を行っていく。

### (3) 医療人養成検討委員会（継続）

加盟各大学を運営する学校法人の多くは看護師、リハビリテーション療法士、薬剤師など医療専門職を養成する学部・学科を設置している。これに伴い、医師以外の医療人の養成について、他学部との連携や在宅医療を含め、問題点を議論し、より良い医療人養成に関する意見並びに対応などを検討する。

#### (4) 自己点検・評価委員会（継続）

新型コロナウイルス感染症に対応して、令和4年度に於ける本協会の各種委員会・研究会は、電子媒体を利用した多様性のある活動を以って事業を行ってきた。本委員会は令和4年度の各種委員会・研究会活動状況の事業報告について、自己点検・評価を行い、令和5年度の委員会報告とする。

## 2. 倫理委員会（継続）

本委員会は、厚生労働省が適宜改正を行っている「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」における下記の課題等について、委員会での協議を重ね、必要に応じて提言を行う予定である。

(1) 同指針の改正に関する加盟各大学の対応

(2) 上記指針に関連する利益相反（COI）管理に関する実態把握並びに問題点の整理

その他、臨床研究法への対応と問題点の整理並びに医師による診断書虚偽記載や治験等に関連した供・収賄及び医学生による違法行為に関する社会倫理の観点からの防止策の検討を行っていく。

### 3. 教育・研究部会

担当副会長： 小口勝司昭和大学理事長

担 当 理 事： 新井 一順天堂大学学長

#### (1) 学長・医学部長会議（継続）

本会議は、加盟各大学間の連帯及び相互協力関係を強化するために、医科大学・医学部を取り巻く教学・研究上の諸問題についての情報及び意見交換を進め、必要に応じて協会への助言を行うことを目的に活動する。

更に、加盟各大学の特色ある医学教育を推進し、教育の質を向上させるために、関連する委員会と連携し活動する。

#### (2) 医学教育委員会（卒前医学教育委員会と卒後医学教育委員会を統合・新設）

従来より卒前医学教育と卒後医学教育は分断され、連続性に乏しいと評されてきたが、医師が修得すべき知識・技能が増加していることや、プロフェッショナル教育の重要性が増していることなどから、卒前教育においても医学生が診療に参加し、医療現場を中心として、卒前・卒後一貫した医学教育を行う必要性が認識されてきた。

厚生労働省医道審議会医師分科会は、令和2年5月、卒前・卒後のシームレスな医師養成に向け、共用試験の公的化と医学生の医行為を法的に位置づけることを提言した。その後、厚生労働省は、共用試験 CBT

の公的化、共用試験臨床実習前 OSCE の公的化、いわゆる Student Doctor の法的位置づけの検討を進め、令和3年5月に医師法を改正し、厚生労働省令で定める共用試験に合格した医学生は、臨床実習において医業をすることができることとするとともに（令和5年4月施行）、共用試験の合格を医師国家試験の受験資格要件化（令和7年4月施行）とすることとした。

本委員会は、卒前医学教育委員会、卒後医学教育委員会を統合して医学教育委員会とし、公的化後の共用試験における公正性及び受験者間の公平性の確保や診療参加型臨床実習、医師国家試験、医師臨床研修制度にかかる諸課題を中心として適宜意見交換を行っていく。

### （3） 学生部委員会（継続）

本委員会は、学生支援体制に関する各大学の現状と問題点について意見交換を行い、併せて調査・研究を実施している。

今年度は、私立の医科大学並びに医学部の学生を対象に、その生活環境の内面的、外面的な実態、傾向等を把握し、少しでも有意義な学生生活を送るための基礎資料を作成することを目的として5年に1度実施している私立医科大学・医学部学生生活実態調査（令和6年度に第12回を実施予定）のアンケート項目を精査する。

(4) 研究体制検討委員会（継続）

本委員会は、今期の課題を①新型コロナウイルス感染症の流行下での研究：リモート下での研究活動②

「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」への対応、特に、自大学における生命倫理の専門家育成あるいは確保について、加盟各大学を対象にアンケート調査を実施し、その結果（令和5年5月報告書作成予定）を踏まえ、関係各方面へ提言していく。

(2)、(3)、(4) 及び (5) については必要に応じ、学長・医学部長会議と連帯し、調査・研究に努める。

(5) 教務事務研究会（継続）

本研究会は私立医科大学の教育研究の充実に関する共通の基本問題について、教務学生部関係事務職員による共同研究を行い、教務・学生業務の改善を図ると共に、事務職員の資質の涵養と事務の能率化を図るための研修会等を行う。この目的のために、本研究会の中に①研修企画部会、②卒前教育部会、③学生生活部会、④大学院・卒後教育部会、⑤管理運営部会等の専門委員会を設置している。研修企画部会以外の4専門部会では、各部会で年間研究課題を設定し討議・検討、情報収集をすすめる。



#### 4. 病院部会

担当副会長：炭山嘉伸東邦大学理事長

担 当 理 事：坂本篤裕日本医科大学理事長

厚生労働省が行う医療行政に対応すべく適宜ワーキンググループを設け、大学病院医療のあり方等の協議検討を行う。

また、本協会加盟大学附属病院は新型コロナウイルス感染症患者の対応により、人的・財政等の全てにおいて負担が大きな状態にある。大学病院が今後も高度医療の提供並びに地域医療の中核病院としての機能を維持していくため、引き続き関係各方面との折衝を行う。

##### (1) 病院長会議（継続）

本会議は加盟各大学附属病院の運営に係る諸問題に対応するため、病院部会に設置している各委員会等と連携し、医療機能の更なる強化を図り、高度な医療機能を十分発揮できる体制整備に必要な財政的配慮がなされるよう働きかける。

特に令和5年度は令和6年4月から適用される医師の時間外労働の上限規制並びに追加的健康確保措置について、医療機関勤務環境評価センターの評価受審の動向並びに都道府県への指定申請手続等に関する状況に関する情報共有を行うと共に引き続き体制整備・強化に努める。

更に厚生労働省等に対して本来の大学病院の役割である教育・研究・診療機能を果たせるよう関係各方面に要望していく。

(2) 大学病院の診療報酬に関する検討委員会（継続）

本委員会は、厚生労働省保険局医療課担当官を定期的に招聘し、中央社会保険医療協議会の報告、医療機関別係数の在り方、診療報酬算定ルール等に関する意見交換を行っており、引き続き、加盟各大学附属病院の診療機能や高度医療の提供、地域医療の根幹をなす分院等の役割に対する評価、機能評価係数Ⅰ・Ⅱによる人員配置・医療の質等の評価を求め、調査・分析を行い同省に提案していく。

また、新型コロナウイルス感染症に関して、感染患者を受け入れた病院の適切な診療報酬上の評価並びに経営支援等による大学病院の安定的な運営等を求めていく。

更に令和6年度診療報酬改定に関して、病院事務長会議の下部組織である医療事務研究会・栄養研究会並びに薬剤部長会議・医療安全・感染対策委員会等とも連携して検証を行い、引き続き加盟大学附属病院の健全な経営が図られるよう厚生労働省等に対する要望書を作成していく。

なお、本委員会は、以下の項目に関する活動を引き続き行う。

- 1) 本院29大学・分院14病院を対象とした経営管理指標を目的としたベンチマーキングプログラム〔厚生労働省「DPCの影響評価に係る調査」並びに「外来調査」における病院間（自院と他病院）比較等〕については、更なる分析方法の検討及び操作上の問題点の整理等を行うと共に分院の

参加病院の追加を検討しつつ、継続して実施する。

また、分析事例の報告会並びに実務者研修会を開催する予定である。

- 2) 平成15年度より実施している診断群分類別コストデータ調査に関して、調査結果を基にDPC制度の適切な運用が図られるよう、本院29病院における人件費や医薬品費、委託費等のコストについて分析・検証を行っているところである。引き続き、調査票の見直し並びに分析・検証方法に関する検討を行っていく。

### (3) 医療安全・感染対策委員会（継続）

#### 1) 医療安全連絡会議（継続）

- ① 医療安全管理部門に所属するメンバーが、お互いの病院を訪問し、現場をチェックする医療安全相互ラウンドは、加盟大学附属病院における内部統制の確保と医療安全対策強化のため、下記②の方法により引き続き実施する。
- ② 令和5年度の医療安全相互ラウンドは、原則として相互の病院を訪問する「実地訪問」の形式にて、双方の病院長並びに医療安全部門の責任者の了承のもと、医療従事者の安全を確保して行う。  
新型コロナウイルスに関する各病院の方針により「実地訪問」ができない場合には「Web形式」により実施し、ディスカッションを行う。

新型コロナウイルス感染症の感染状況に関する対応等によって、「実施訪問」または「Web形式」が実施できない場合に限り、「自己評価票」、「自己評価票に関する確認事項・質問事項」、「実施報告書」による「書面のみのやり取り」とすることについては「可」とする。

- ③ 平成24年度より本格導入した分院の医療安全相互ラウンドについても、本院のラウンドと同様の形式にて継続する。
- ④ 加盟大学附属病院（本院）における医療安全管理体制の強化、相互の連携、情報共有を図ることを目的とした「医療安全相互ラウンドに関する実施報告会」を年1回開催し、相互ラウンドの訪問時に優れた取組・参考となった事例、相互ラウンドの受入時の技術的助言とその対応並びに自己評価票の項目に関する分析等について事例報告を行う。また、文部科学省並びに厚生労働省の担当官を招聘し、医療安全管理体制の確保に関する具体的な施策の説明を受けると共に医療現場における諸問題について意見交換を行う。
- ⑤ 国立大学附属病院医療安全管理協議会と医療安全対策に関する連携を図っていくため、相互に全体会議へのオブザーバー出席を行う。

2) 私立医科大学病院感染対策協議会（以下、協議会）は、以下5項目を中心に活動する。

- ① 感染対策部門の相互ラウンドは、「評価表(第11版)」に沿って実施する。〔相互ラウンドの実施方法は医療安

全連絡会議と同様とする。]

- ② 感染対策部門の相互ラウンド時に協議会から推薦された感染対策部門の専門家である調査員が加わり問題点の把握と改善に必要な助言を与える取組みとして「サイトビジット」を平成26年度から分院を対象に順次行って来ているが、令和5年度は意向調査を実施した上で「サイトビジット」の対象病院を決定する。
- ③ アウトブレイク等の問題発生時に当該病院が希望した場合に、他施設の専門家が訪問して原因の解明や改善点の提案を行うことを目的とした「改善支援」を引き続き行う。
- ④ 各専門職部会において、感染対策部門における調査を実施、その結果を分析し、各医療機関にフィードバックすると共に、職種毎の情報共有を図る。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症対策において、現状では加盟各大学附属病院における対応が図られているが、適宜、各病院における諸問題について情報交換を行う。

#### (5) 治験・臨床研究推進委員会（継続）

昨今の臨床研究・治験を取り巻く環境の大きな変化に伴い、臨床研究・治験の活性化施策も、それらを踏まえた検討を行うことが求められている。

本委員会は、加盟大学附属病院における臨床研究並びに治験の取組みや対応について、適宜意見交換を行っていく。

(6) 医療 DX 推進委員会（新設）

政府は、医療分野でのDX（デジタルトランスフォーメーション）を通じたサービスの効率化・質の向上を実現することにより、国民の保健医療の向上を図るとともに、最適な医療を実現するための基盤整備を推進することを掲げている。

しかしながら、加盟大学附属病院におけるシステム導入や維持、それに伴うセキュリティ対策に関わる経費負担は経営を圧迫する要因となっていることから、実態調査並びに情報収集を行い関係各方面に働き掛けを行うため、病院部会の下部組織に新設する。

(7) 病院事務長会議（継続）

本会議は病院部会活動の円滑化を促進するため基礎資料作成等、積極的活動を図る。また、病院管理上の情報交換及び問題提議のための研究を行う。

(8) 薬剤部長会議（継続）

薬剤部門における中堅の薬剤師を対象とした「薬剤師実務者研修会」を開催する。研修会のテーマは、毎年、輪番制による当番幹事校が企画立案する。また、例年実施している「薬剤業務に関するアンケート調査」を行う。

(9) 看護部長会議（継続）

令和元年度に新型コロナウイルス感染拡大により、中止していた加盟大学附属病院本院 29 病院における看護

部門の次世代の人材が、相互の病院において実地研修を行い、ネットワークを広げるとともに組織管理の知識を深めることを目的とした看護管理研修を令和5年度に再開する。また、令和4年度データに基づく看護職員実態調査を実施する。

## 5. 総務・経営部会

担当副会長：明石勝也聖マリアンナ医科大学理事長

担 当 理 事：永田見生久留米大学理事長

### (1) 広報委員会（継続）

本委員会は本協会定款に定める公益目的支出計画に記載する事業に該当する協会広報誌「医学振興」の企画・編集発行を行うと共に、その他協会広報活動の企画・立案を行う。

また、多岐に亘る情報量に対応すべく刷新した本協会ホームページを管理・運用する。

### (2) 法務委員会（継続）

本委員会は、学校法人に関わる法律および法律解釈上の諸問題に対応して、協会としての指針や対策を検討し、加盟大学に対して提言・アドバイスすると共に、関係各方面と折衝・協議を行うことを目的としている。

本委員会は、医療事故調査制度、私立学校法の改正を中心に適宜情報共有を図ると共に意見交換を行っていく。

(3) ダイバーシティ活躍委員会（女性医師キャリア支援委員会より名称変更して継続）

※ 第356回理事会（令和5年4月27日開催）承認

本委員会は、重点課題として、男女が等しく機会を享受し、活動し、共に責任を担っていく社会を目指す上で、特に女性医師がキャリアを継続する上で発生する様々な課題に対する支援、柔軟な勤務形態の採用等、出産・育児・介護中の女性医師の就労継続・復職支援に資する取り組みが推進されるよう協議・検討を進めていく。また、医師の働き方改革と関連する事項であることから、「働き方改革検討委員会」とも協働していく。

更に、令和5年度は上記の課題の他、今般の女性医師の増加に伴う医師の診療科間偏在・地域間偏在を踏まえた審議を行う予定としている。

(4) 事務局長・医学部事務（部）長会議（継続）

本会議は加盟各大学の事務局長、医学部事務（部）長及び同役職に準ずる方を構成委員として編成し、主に加盟各大学の運営に関する総合的な情報交換を精力的に行い、各大学の建学の精神を尊重しつつ相互の緊密な連絡調整を図り、協議を行う。

併せて、本会議の専門部会となる各大学の総務・企画・広報担当者による実務者連絡会と、研究支援部門事務職を対象とした研究支援推進委員会は、各大学間の相互連絡が行える体制をとり、適宜情報交換を行っていく。



(5) 経理事務研究会（継続）

本研究会は加盟各大学における学校法人会計基準が示す会計処理の改善及び財務分析に関すること、固定資産等の調達と財産管理等に関する各種の研究・討議を進めていくとともに、各大学が抱える会計処理上の問題に関しての情報交換を行っていく。

(6) 労務研究会（継続）

本研究会は加盟各大学における円滑な労使関係維持と人事・労務・給与管理等に資するため、担当者間の情報交換並びに労働条件及び給与関係等の現状を調査し、基礎資料を作成すると共にその研究を行う。

また、各大学の教職員の人事・労務管理について情報交換を行い、協議・検討を進める。

(7) 情報処理研究会（継続）

本委員会は、加盟各大学における情報処理システムに関する調査研究を行い、情報処理部門の質的向上を図ると共に管理運営に必要な資料を提供する。

また、政府の「経済財政運営と改革の基本方針 2022（骨太方針）」にデジタル社会の実現に向けたデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進が盛り込まれ、国の重要課題となっていることから真摯に取り組んでいく。

更に、サイバーセキュリティに関する問題についても対応策に関する情報共有並びに協議を行っていく。

(8) 関連会社経営管理委員会（継続）

本委員会は、関連会社の将来の事業展開のあり方に関して、内在する経営管理や労務等の諸問題の検討及び解決等の相互連絡を密にし、また、関連会社及び加盟各大学の財務強化を行い発展に貢献するため、各関連会社が抱える諸問題や法的規制に係る対応等について意見交換を行っていく。

6. AJMC 連携推進委員会（新設）

全国医学部長病院長会議（Association of Japan Medical Colleges）と密接に連携を取れるよう、「学長・医学部長会議」並びに「病院長会議」から委員を選出し、理事会直属の委員会として設置し、活動していく。

7. 懇談会及び連絡会、その他

各種懇談会・連絡協議会を必要に応じ、随時開催することとし、緊急に委員会設置を必要とする場合は、その都度、理事会に諮る。

以 上